

## 第4章 基本方針と施策・推進体制

---

# I 基本方針と施策

## 目標 I 安心して生活ができるまち

### 基本方針 1 子育て・教育体制の充実

#### ➤ めざす姿

- 1) 外国人市民が、安心して出産・育児・子育てをすることができる。
- 2) 外国にルーツのある子どもたちへの教育及び養育環境が整い、すべての子どもが安心して就学することができる。
- 3) 外国にルーツのある子どもやその保護者が適切な支援を受け、自らの意志で進路を決めることができる。

#### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 外国人市民が、本市で、出産・育児・子育てをされる中、日常会話はできるが、医療や教育に関する専門的な言葉が分からずに不安を抱えるケースも増加している。多言語での情報提供を行うとともに、不安を一人で抱えずに相談できる体制を整えることが必要です。
- (2) 外国にルーツを持つ子どもやその保護者が、日本語を習得し学習意欲を高めるよう支援体制を充実させていくことが必要です。また、外国のルーツやアイデンティティーを継承する場を提供することで、グローバルな視点で活躍できる人材を育成していくことが必要です。

■■■■ 検討       実施

凡例：◎＝推進主体    ○＝支援・協力    △＝参加など

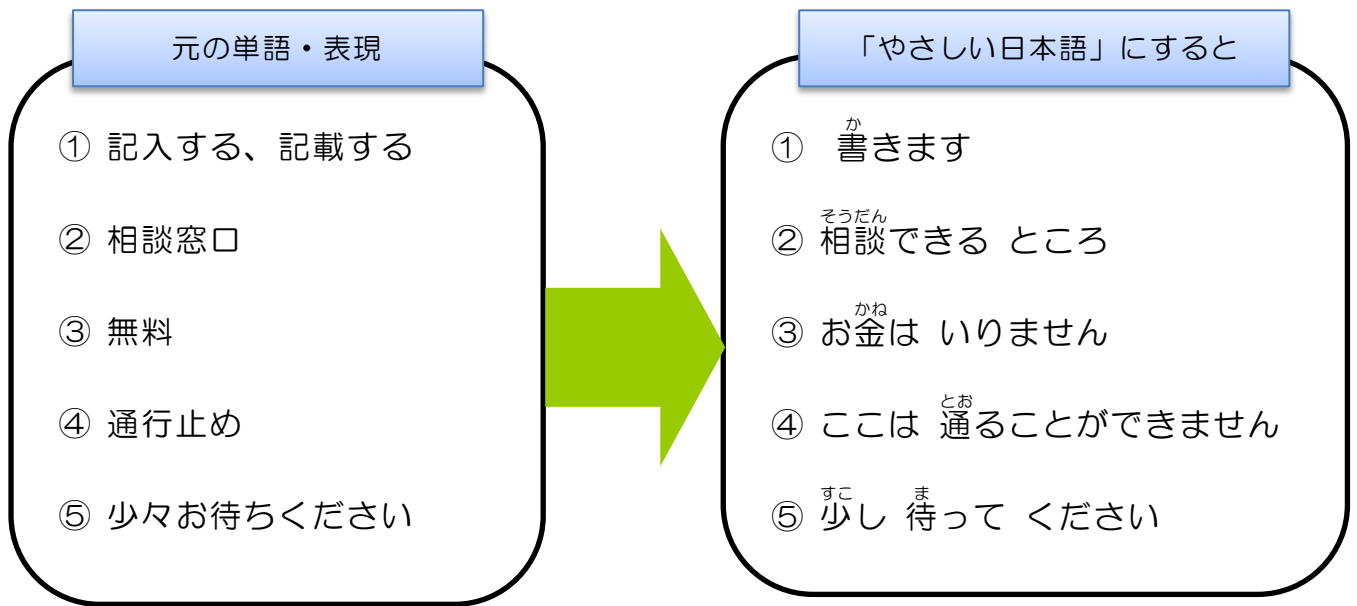
施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
1-① 安心して子育て ができる環境整備	母子保健に関する多言語(やさしい日本語、英語)での情報提供							◎	○		
	保育所・幼稚園・認定こども園に関する多言語(やさしい日本語、英語)での情報提供							◎	○		
	外国にルーツを持つ就学前児童やその保護者への生活指導							◎	○		

1-② 子どもが安心して教育が受けられる環境整備	公立小中学校に関する多言語（やさしい日本語、英語）での情報提供							◎	○		
	外国にルーツを持つ児童・生徒等への学習支援、日本語指導及び生活指導							◎	○		
	外国人保護者同士の情報交換会や外国にルーツを持つ子どもの居場所づくり							○	◎	△	

参考：「やさしい日本語」

「やさしい日本語」とは、日本語があまり得意でない外国人の方に、わかりやすい言葉や表現に言い換えたりした日本語のことです。

また、子ども、高齢者、障がいのある方などにとっても、分かりやすいコミュニケーション手段の1つです。





## 基本方針 3 健康で安心して暮らせる環境づくり

### ➤ めざす姿

- 1) 適切な情報提供や多言語環境の整備により、健康保険の加入や総合検診の受診、医療機関の利用等、医療・保健・福祉分野でのサービスが受けられている。
- 2) 生活する場面（ごみの出し方、公共交通の利用、救急車の利用等）で不自由なく生活できる。

### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 市内の病院を受診するのは、外国人市民だけでなく、一時的に本市に滞在する外国人が受診することも考えられます。不安なく受診できるような医療機関での対応や情報提供が必要です。
- (2) 外国人市民にとって、日本と母国での保健・医療・福祉の制度が異なるために、日本の制度等が理解しにくい場合もあります。適切な保健・医療・福祉サービス等が受けられよう各種制度等の周知に努めます。また、日本での生活や社会の仕組みについて理解を深めるための取り組みが必要です。

■■■■ 検討      ───────────▶ 実施

凡例：◎＝推進主体    ○＝支援・協力    △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
3-①	市立病院での問診票の多言語化(やさしい日本語、英語)							◎	○		
3-② 保健・医療・福祉制度や日本の生活習慣等への理解促進	健康診断や健康相談に関する多言語(やさしい日本語、英語)での情報提供							◎	○		
	国民健康保険、国民年金制度に関する多言語(やさしい日本語、英語)での情報提供							◎	○		
	福祉制度に関する多言語(やさしい日本語、英語)での情報提供							◎	○		
	外国人市民にとって分かりやすい生活ガイドブックの作成(やさしい日本語、英語、中国語)							◎	○		
	日本の生活習慣等への理解を深めるための暮らしに係る説明会の開催							◎	○		○

## 基本方針 4 災害に対する備えと安心安全な生活環境の整備

### ➤ めざす姿

- 1) 外国人市民が市内で起きる災害や避難施設についての知識を持つとともに、外国人市民及び市を訪れた外国人に災害時への対応について情報が適切に伝わる。
- 2) 外国人市民が生活するすべての地区で防災訓練が実施され、外国人市民も参加している。

### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 災害発生後、外国人市民に情報を届ける“災害時多言語情報センター”の設置を含めた協定を締結し、災害時の支援体制を整備しました。災害時に備え、日ごろから関係団体との連携を図り、言葉や図など様々な方法で情報を伝達することが必要です。
- (2) 外国人市民の多くが20代～40代となっており、防災の知識を高め、地域で支援活動に参加できるよう防災教育を充実させることが必要です。
- (3) 外国人市民に対する、防犯・交通安全等に関する知識の普及・啓発に努め、意識の向上を図ります。

■■■■ 検討      実施

凡例：◎＝推進主体    ○＝支援・協力    △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
4-① 災害時における 情報伝達手段・ 支援体制の整備	多言語（やさしい日本語、英語）による災害情報発信体制の整備							◎	○	△	△
	災害時の外国人への支援対応の充実（支援対応のマニュアル化）							◎	○	△	△
	災害時外国人支援ボランティアの育成							○	◎		
	他地域・他団体との災害時外国人支援の連携・協力							◎	○		
4-② 防災意識の啓発	外国人市民を対象とした防災教育の実施と防災訓練の実施							○	◎	△	△
	防災パンフレットの多言語化（やさしい日本語、英語）							◎	○		
4-③ 防犯・交通安全 の啓発	外国人市民への防犯・交通安全に関する意識啓発							◎	○		
	防犯・交通安全パンフレットの多言語化（英語）							◎	○		

## 目標II 言葉の壁を乗り越えるまち

### 基本方針 5 日本語教育の充実

#### ➤ めざす姿

- 1) 外国人市民のニーズ、レベルに合った日本語学習の機会が豊富にある。
- 2) 日本語を習得した外国人市民が、地域社会の担い手として参画している。

#### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 外国人市民が自立した生活を営む上で必要な日本語コミュニケーション能力を育むために、日本語を学ぶ環境の整備が必要です。日本語の学習を必要とする人への学習機会を提供すると同時に、外国人（外国籍の児童、生徒などを含む）のレベルやニーズに応じた日本語教育を充実させることが求められています。
- (2) 日本語教室を開催する上で、非常に重要な役割を担っている日本語ボランティアの養成に努めます。
- (3) 日本語ボランティアと日本語を母語としない市民との交流等を通じて、日本語学習及び日本社会・文化学習を間接的に支援するとともに、外国人市民と地域との繋がりをつくります。

■■■■ 検討      ───────────▶ 実施

凡例：◎＝推進主体    ○＝支援・協力    △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
5-① 日本語教育の充実	日本語教室の開催							○	◎		
	外国にルーツを持つ子どもへの日本語指導の充実							◎	○		
	企業等と連携した日本語学習機会の提供							◎	○		△
5-② 日本語ボランティアの養成と連携強化	日本語ボランティアの養成							○	◎		
	他地域の日本語教室との連携							○	◎		
	関係団体との連携強化							○	◎		

## 基本方針 6 多言語での情報提供・相談体制の充実

### ➤ めざす姿

- 1) 外国人市民や外国人観光客に、多様な言語と手段によって必要な情報が伝わっている。  
また、日常生活のことが身近に相談できる環境や体制が整っている。

### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 日本語を母語としない市民にも、行政サービスや生活ルール、制度等について理解してもらい、また、行政等に関する情報が伝わるように、多言語ややさしい日本語による情報提供の充実とやさしい日本語の普及・活用を進めます。
- (2) 外国人市民の母語力を活かし、FM やケーブルテレビでの番組作成に携わる人材発掘と育成を進めていきます。

■■■■ 検討      ───────────▶ 実施

凡例：◎＝推進主体    ○＝支援・協力    △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
6-① 多言語での情報 提供の充実	市公式ホームページの多言語化（英語、中国語、韓国語）							◎	○		
	広報紙の多言語化（英語）							◎	○		
	ケーブルテレビでの外国語（英語）番組の制作、放送							◎	○		
	ラジオでの外国語（英語等）番組の制作、放送							△	◎	△	△
	サイン（市役所や市内に設置された公共の案内看板等）の多言語化（英語、中国語、韓国語）							◎	○		
	市内レストランのメニューや看板等の多言語化（英語）							○	○		◎
6-② 多言語での相談 体制の充実	やさしい日本語の使用による、外国人にも分かりやすい窓口対応							◎	○		
	通訳・翻訳者の養成							○	◎		



## 基本方針 7 外国語の学習機会の充実

### ➤ めざす姿

- 1) 多言語や多文化を学ぶ機会が充実しており、積極的に外国人とのコミュニケーションを図ることができる。また、グローバルな視点を持つ人材が育つ環境が整っている。

### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 外国人市民や外国人観光客とのコミュニケーションを十分に図ることのできる人材の育成が必要です。
- (2) 市民が多言語や多文化を学ぶ機会を増やします。

■■■■ 検討       実施

凡例：◎＝推進主体    ○＝支援・協力    △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
7-① 外国語や多文化 についての学習 機会の充実	語学講座（英語、中国語）や 国際理解を深めるための機 会の提供							○	◎		
	市内事業所等への語学講座 （英語）の提供・開催							◎	○		△
	ケーブルテレビでの語学講 座番組（英語）の制作、放送							◎	○		

# 目標Ⅲ フレンドシップを育むまち

## 基本方針 8 地域社会に対する意識啓発

### ➤ めざす姿

1) 多文化共生に対する理解が進み、外国人市民の人権が尊重されるとともに、誰もがまちづくりに参画できる。

### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 市民団体等がそれぞれの活動の中で、国籍や言語を超え、様々な活動を外国人市民とともに進めるよう、外国人市民と市民団体等のプラットフォームとなる体制を整備します。
- (2) 国籍に関わらず、まちづくりの担い手となる人材の発掘・育成を進め、持続的に多文化共生のまちづくりができるように努めます。

■■■■ 検討      → 実施

凡例：◎＝推進主体    ○＝支援・協力    △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
8-① 多文化共生についての意識啓発	人権尊重、多文化共生等についての意識啓発、理解促進							◎	○	△	△
	自治会・市民団体等に対する多文化共生についての意識啓発、理解促進							◎	○	△	△
	小中学校における多文化共生授業の実施							◎	○		
	教職員に対する多文化共生への意識啓発、理解促進							◎	○		
8-② 多文化共生に関わる人材育成	多文化共生地域づくり推進役の育成に向けた講座や研修会等の開催							◎	○		
	多文化共生コーディネーターの育成							○	◎		

## 基本方針 9 外国人市民の自立と社会参画

### ➤ めざす姿

- 1) 外国人市民が日本人市民と同様に、地域の担い手として地域活動やイベントに参加できている。
- 2) 外国人市民が市内の文化・スポーツ団体等に加入するなど、文化的で豊かな生活を送ることができる。

### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 外国人市民も、地域社会の持続や活性化のために必要な存在です。多様なちがいを越え、誰もが地域社会で能力を発揮できるような環境整備に努めます。

■■■■ 検討      ➡ 実施

凡例：◎=推進主体   ○=支援・協力   △=参加など

施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
9-① 外国人市民の社会参画の推進	地域活動やイベント(運動会や祭り等)に関する外国人市民への情報提供の充実	➡						◎	○	△	△
	地域活動やイベント(運動会や祭り等)への外国人市民の参加促進	➡						◎	○	△	△
	地域で活躍する外国人市民の紹介	➡						◎	○		
9-② 外国人市民が社会参画できる環境の整備	多文化共生や国際交流を行っている市民団体等への活動支援	➡						◎			
	文化・スポーツ団体等に外国人市民が参加しやすい環境の整備	➡						◎	△	△	△
	外国人市民からの意見や要望の聴取と反映	➡						◎	○		



## 目標Ⅳ 国際色豊かでのぎわうまち

### 基本方針 10 京丹後市の魅力発信

#### ➤ めざす姿

- 外国人観光客に対して、市内の観光サインやパンフレットが多言語化されているとともに、多言語に対応できる観光ガイドが存在している。
- 外国人市民によって、本市の魅力が海外に向かって情報発信されている。

#### ➤ 現状と施策の方向性

- 市内の観光サインやパンフレット等の多言語化を図ると同時に、多言語対応だけでなく、外国人観光客の文化的、宗教的背景を理解し、安心して滞在できるよう努めるガイドの育成を進めます。
- 外国人市民に、本市の魅力を知ってもらえるような機会や場を提供し、外国人市民による海外への本市の魅力などの情報発信の取り組みを進めます。

■■■■ 検討       実施

凡例：◎＝推進主体    ○＝支援・協力    △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
10-① 観光情報の発信 や京丹後市の魅力PR	観光サインやパンフレット等の多言語化（英語、中国語、韓国語）							◎	◎		
	SNS や HP 等を活用した多言語（英語、中国語、韓国語）での京丹後市の魅力PR							◎	◎		
	外国人市民による海外への情報発信の仕組みづくり							○	◎		△
	外国語（英語）による京丹後市の番組制作、放送、情報発信							◎	○		
10-② 外国人来訪者の受入体制の整備	外国人を対象とした体験ツアーの企画							○	◎		
	外国語ガイド等の育成							○	◎		
	外国人を対象とした観光研修会の開催							○	◎		

## 基本方針 11 交流人口の増加

### ➤ めざす姿

- 1) たくさんの国内外の外国人が、本市の豊かな自然や食、市民との交流などを求めて訪れている。
- 2) 海外選手によるオリンピック・パラリンピックの事前合宿が行われるほか、2020年、2021年両大会終了後も、久美浜湾を活用した国内外の選手による各種大会や合宿等が行われています。

### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 国内外の外国人に、本市に滞在してもらえる機会を増やします。また、市民との交流の機会を設け、交流人口の増加に繋がる取り組みを行います。

■■■■ 検討      ───▶ 実施

凡例：◎=推進主体    ○=支援・協力    △=参加など

施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
11-① 交流機会の提供	市民同士の交流の機会の提供							○	◎		
	ホームステイの受入れや在住外国人の受入事業							○	◎	△	△
	中学生の海外派遣							◎			
	東京 2020 オリンピック・パラリンピックのホストタウン推進							◎	○		
	ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の推進							◎	○		



## 基本方針 12 他地域・他団体との連携・協力

### ➤ めざす姿

1) 国・府や国際交流関係団体との連携により、各分野において情報収集と活用がされており、多文化共生社会が実現されている。

### ➤ 現状と施策の方向性

(1) 国・府や他地域の国際交流協会等と広域なネットワークを構築し、各分野において、多文化共生に係る情報を収集、活用することができるよう努めます。

■■■■ 検討       実施

凡例：◎=推進主体    ○=支援・協力    △=参加など

施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
12-① 他地域・他団体との各分野での連携協力	国、府及び他市町との連携、情報交換							◎	◎		
	京都府国際センターや地域の国際交流協会との協力・連携							◎	◎		
12-② 国際交流協会の機能充実	国際交流協会の機能充実							◎	△		

## Ⅱ プランの進捗管理と推進体制

### Ⅱ プランの進捗管理と推進体制

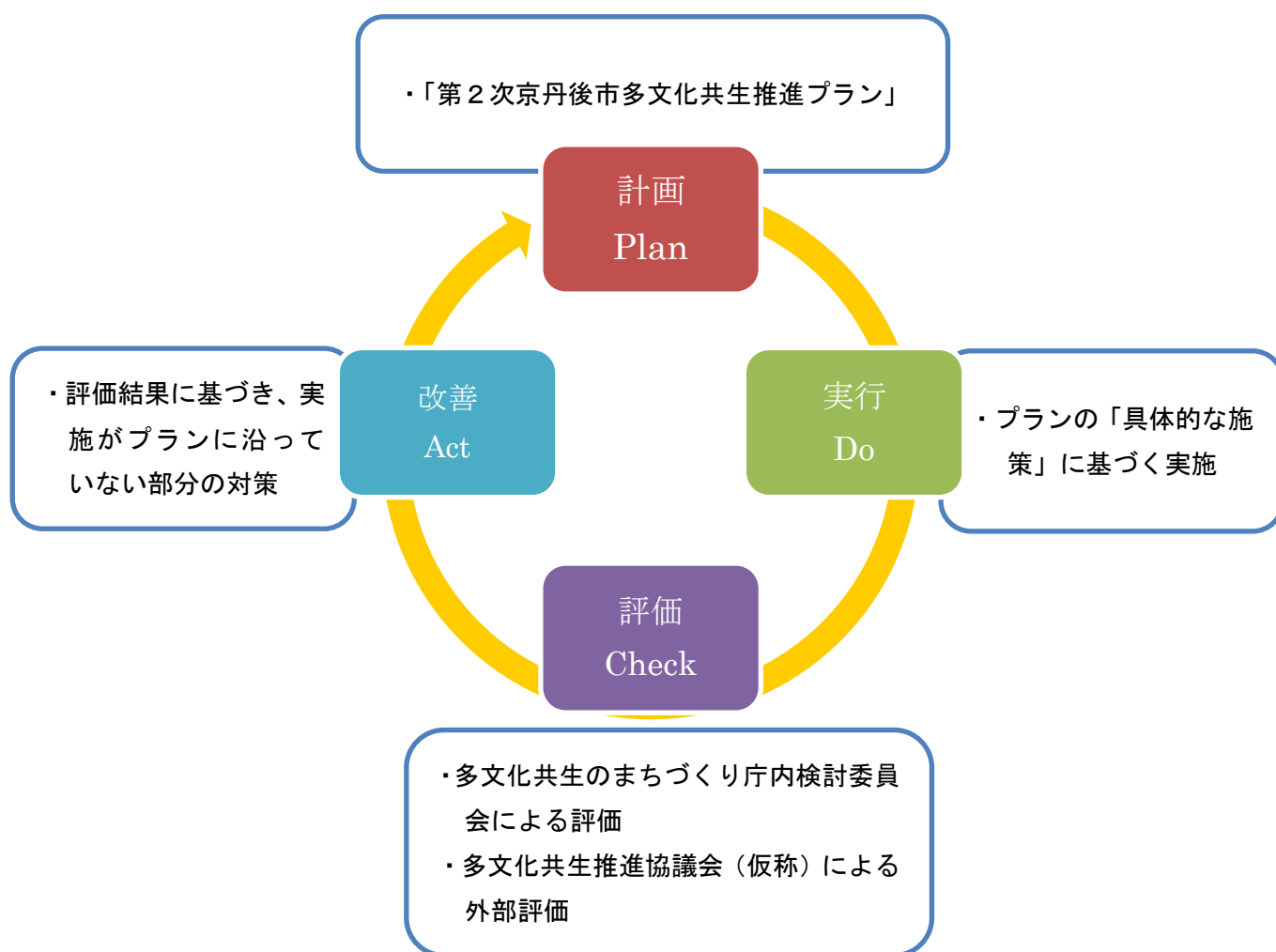
#### 1 進捗管理

プランの推進には、確実な推進体制の構築と併せて、PDCA サイクル (\*) に基づく、評価と改善といった進捗管理が必要です。

\* PDCA サイクル :

計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) のプロセスを順に実施するマネジメントサイクル。最後の Act から Check の結果から、最初の Plan 内容を継続 (定着)・修正・破棄のいずれかにして、次回の Plan に結び付ける。

#### 【プランの進捗管理】



## 2 推進体制

### (1) 市役所、市国際交流協会、その他関係機関の連携強化

市役所と市国際交流協会が緊密に連携をとりながら施策を推進するとともに、学校、保育所、ハローワーク、警察署などの関係機関や関係者が連携を密にして情報共有を図り、ネットワークを構築し、多文化共生の取り組みを推進します。

### (2) 市役所での取組み

市役所に横断的組織である「多文化共生のまちづくり市内検討委員会」を設置し、市役所の各部署が連携して、市役所全体で多文化共生の取り組みを推進します。

### (3) 市民、地域、団体、事業者との連携促進

多文化共生の地域づくりを実現するためには、行政だけでなく、多文化共生に取り組む各主体が連携し効果的に取組を推進することが必要です。

各主体を構成員とした多文化共生推進協議会（仮称）を設置して、評価を行うとともに、市民、地域、団体、事業者の方々と連携・協力しながら、本プランに掲げる取り組みを推進するために、情報共有や意見交換を積極的に進めます。